

「特定秘密の保護に関する法律」の運用に対し、市民の知る権利を侵害しないことを求める意見書

2013年、臨時国会において特定秘密保護法が成立した。

岩国市は、これまで米海兵隊岩国基地の運用に協力し、極東の安定に多大な貢献をしてきている。

現在、在日米軍再編の過程にあることから、市民の安心・安全を守ることが第一義に掲げ、再編計画を注視しているが、今までのような不十分な情報と説明では、市民に理解を求めるのは限界があり、大変厳しいと考えている。

そんな中、特定秘密の対象となる「外交」、「防衛」、「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止」、「テロ活動防止」の全てに岩国市は該当し、市民は有益な情報が恣意的に秘匿され、今以上、知る権利が脅かされるのではないかと懸念している。

国は、岩国米軍基地と岩国市民の共存を願うのであれば、徹底した情報公開を推し進めることが重要であり、国は市長の情報活動に協力し、市民の知る権利に答えなければならない。

それなくして岩国基地の安定的運用は困難であると認識するべきである。

よって、国においては、特定秘密保護法の運用に対し、市民の知る権利を侵害することのないよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月25日

岩 国 市 議 会